

建設業とは？

建設業法

この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

建設工事の種類：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

日本大百科全書（ニッポニカ）

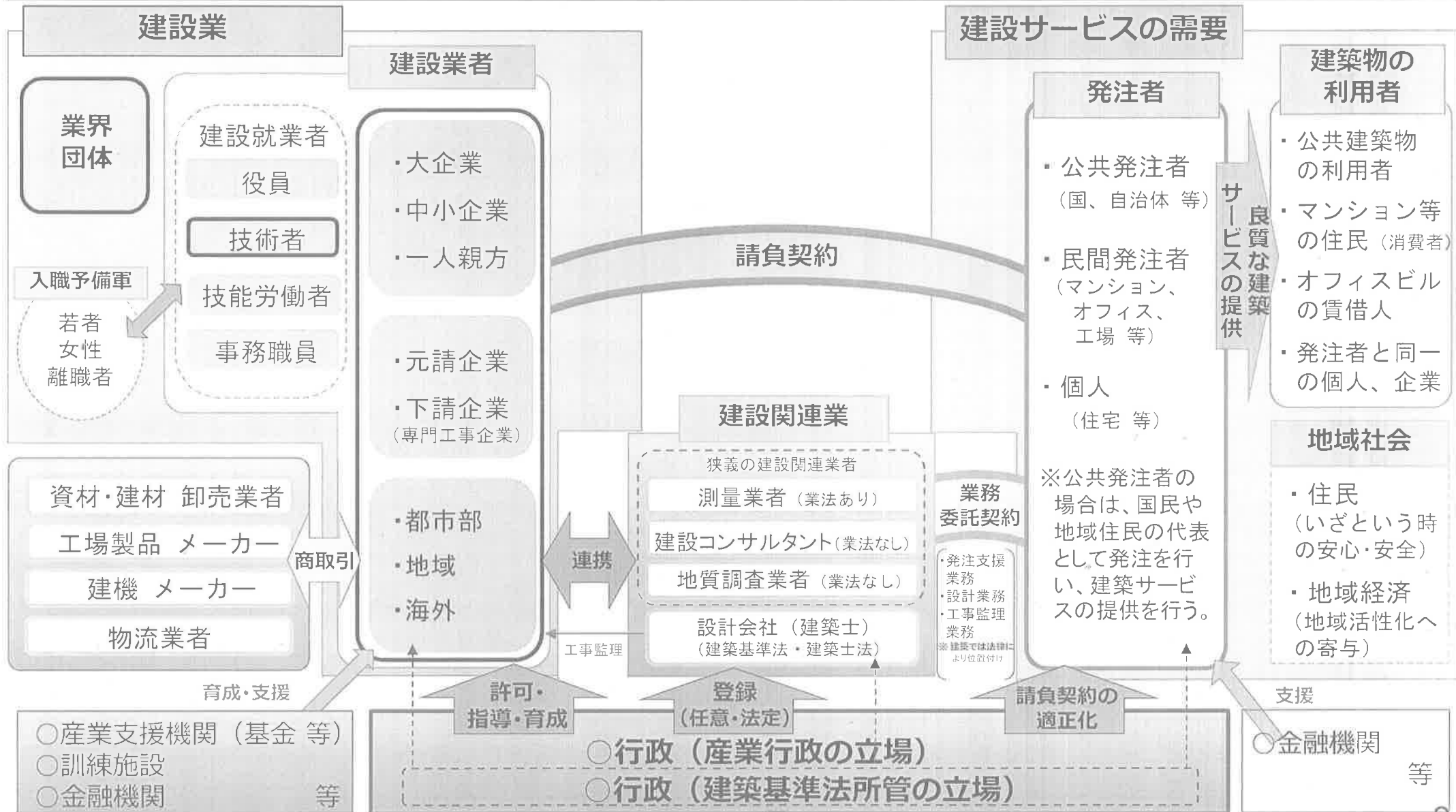
建設工事を施工することを主としている事業。この場合、建設工事とは、(1)建築物、土木施設、その他土地に接着する工作物とそれらに付属する設備を新設、改造、修繕、解体、除去および移設すること、(2)土地、水路などを改良、造成すること、(3)機械装置を備え付け、解体、移設することである。

建設産業は、インフラの整備・維持管理等を通じて良質なインフラサービスを提供するとともに、地域住民の安心・安全を確保し、地域経済を活性化する上で必須の存在



※ 太枠が現行の建設業法の射程範囲

建設産業は、建築物の整備・維持管理等を通じて良質な建築サービスを提供することに加え、住宅など、国民の基本的な生活を支える上で必須の存在



※ 太枠が現行の建設業法の射程範囲